

カーボンフットプリント制度試行事業口 意見公募結果報告書

報告日		2011年9月20日			
意見公募実施期間		2011年8月10日 ~ 2011年8月16日			
PCR原案受付番号		PDE-103			
製品の属する分類		床敷物			
計画実施事業者等 (本報告書作成者)					
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	2-1	製品の属する分類説明	いきなり「現時点では、～のみを対象とする。」としているが、これは「ただし書き」であり、まずは属するカテゴリ全体を規定すべきである	「～を対象とする。ただし、～」	ご指摘の通りに修正させていただきました。
			そもそも、「プラスチックタイル(821723)」に限定する合理的な理由が述べられていない	PCRは可能な限り拡げて策定すべきである	ご指摘の通りですが、床敷物の中でも繊維系は別途カーベットのPCRで検討されていますので、プラスチックタイルとさせていただきます。レビュー時にも、繊維系以外の床敷物としてプラスチックタイルとしている点を確認しました。ただカーベットのPCRは現状検討中であるため、今後、大分類での作成が必要になった際には関係団体とも協議の上で適切に対応することを確認いたしました。
2	3	引用規格およびPCR	「容器包装」のPCRを引用すべきである 引用しないなら、合理的な理由を述べる必要がある	多用している 4⑨)にも定義されている	PA-BB 紙製容器包装(中間材)のPCRを引用することとしました。
3	3	引用規格およびPCR	各種容器包装のPCRを引用すべきである。	梱包材等も容器包装であるため、引用して頂きたい。	PA-BB 紙製容器包装(中間材)のPCRを引用することとしました。
4	5-2	ライフサイクル段階	当該製品「床敷物」は、「最終消費財」ではなく、「中間財」である 原案作成者の規定する3段階は、すべて「原材料調達段階」に含まれるそのなかで、「床敷物の原材料調達段階」、「床敷物の製造段階」および「床敷物の輸送段階」の3つのサブステージに分けて整理するとよい。	・「最終消費財」は「建築物」ではないか ・DIYや通販等で、消費者が直接入手する場合は相当程度あるなら、「最終消費財」の規定も盛り込むとよい ・PCR「PA-BC:プラスチック製容器包装」を参照	プラスチックタイルが業務用としての用途が多いのが事実ですが、カーボンフットプリントの指針に基づき、最終消費財としてのPCRを基本として作成しております。
5	8-1② 8-2② 8-3② 附属書A	データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項目 一次データ収集項目	「梱包資材(すなわち容器包装)」の調達プロセスは、「(原案でいう)原材料調達段階」で計上したほうがよい	「CFP算定結果、表示検証申請書」の「データ入力と算出結果の詳細報告書」等と整合したほうがよい	ご指摘の通りに修正させていただきました。
6	8-2 8-3	データ収集項目 一次データ収集項目	成型層の投入量は、記載する必要はない。	生産段階で投入される量は生産工程で収集するためこの様な記載がされているのかもしれないが、検証書類には記載の必要がないため、PCRにも書かなくてよい。残念ながら多くのPCRで未だにこのような表記がされています。原材料調達段階で計上しなければならないのは、(原材料の単位重量当たりのGHG排出量)×(生産段階での原材料の投入量)です。よって、原材料調達段階で記載し、ダブルカウントを防ぐためにも、生産段階では記載しないが、あるべき姿だと思う。	ご指摘の通りに修正させていただきました。
7	8-5 10-5	シナリオ シナリオ	「一次データの収集が困難な場合は、廃棄物の処理は、埋め立て100%とする」とあるが、焼却処理100%とすべきである。	埋め立て100%では、過小評価となるため。	実態に則した場合プラスチックタイルの廃棄は埋立処分となっている場合がほとんどですので埋立100%としておりました。 レビューアと協議の結果、埋立処理の状況把握、数値的根拠による証明が困難なため、100%埋立の場合過小評価となる可能性が高いと判断し、100%焼却のシナリオに変更することとしました。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
8	9-1② 9-2② 9-3② 附属書A	データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項目 一次データ収集項目	「(原案でいう)流通段階」から「梱包資材」が廃棄されることはないのではないか	「附属書A」では、正しく解釈している	使用・維持段階での廃棄へと変更いたしました。
9	10 11	使用・維持管理段階に適する項目 廃棄・リサイクル段階に適する項目	「中間財」では対象外のステージではないか		レビューと協議の結果、最終消費財で使用される場合に加え、中間財で 사용되는場合のPCRを記載しております。 中間財の場合では、使用・維持管理段階は対象外としております。
10	13-3	追加情報の表示	清掃頻度ならびに耐用年数の表示は、10-5のシナリオで決められた数値しか記載出来ないと考えられるが、それ以外の数値でも構わないということか。	実際の算定と、追加表示でのコミュニケーションで数値が異なるのは適切ではないと考えられる。記載出来る数値はシナリオのみと記載した方がよいのではないかと。	ご指摘の通りに追記させていただきました。
11	附属書A		「システム境界」が表記されていない		ご指摘の通り追記させていただきました。
			「廃棄物処理」としているが、「リサイクル(の準備処理)」も含めて書くなら、「廃棄物の適正処理」ではないかあるいは、「焼却」「埋立」および「リサイクル(の準備処理)」のように分けてはっきり書く必要がある		ご指摘の通り廃棄物の適正処理といたしました。
12	附属書E 附属書F		「中間財」では不要である		レビューと協議の結果、中間財として使用された場合のPCRを追記しております。最終消費財として使用された場合のシナリオに関して、木製品のPCR(フローリングのワックスがけ)シナリオを参考とし作り直しております。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに関係するもの以外については掲載しておりません。

※2 「考え方」については、報告日におけるものです。(PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされることがありますので、あらかじめご了承ください。)

以上